

令和2年度

社会福祉法人及び介護サービス事業者に
対する指導監査等の結果概要

太田市福祉こども部
社会福祉法人監査室

令和3年5月発行

人と自然にやさしく、品格のあるまち太田

目 次

I	概要	1
1	社会福祉法人に対する指導監査	1
(1)	指導監査の趣旨	1
(2)	指導監査等の実施方法	1
2	介護サービス事業者に対する指導及び監査	1
(1)	指導及び監査の趣旨	1
(2)	指導及び監査の実施方法	2
3	一般監査及び実地指導における重点事項	2
4	一般監査及び実地指導の実施手順	4
II	実施状況及び指摘内容について	5
1	社会福祉法人に対する一般監査	5
(1)	対象数・実施数の推移	5
(2)	指摘件数の推移	6
(3)	文書指摘の件数が多かった項目	7
(4)	文書指摘・口頭指摘件数一覧	8
2	介護サービス事業者に対する実地指導	10
2-1	指定地域密着型サービス事業者等に対する実地指導	10
(1)	対象数・実施数の推移	10
(2)	指摘件数の推移	11
2-2	指定居宅介護支援事業者に対する実地指導	12
(1)	対象数・実施数	12
(2)	指摘件数	12
(3)	文書指摘の件数が多かった項目	13
(4)	文書指摘・口頭指摘件数一覧	14

I 概要

太田市社会福祉法人監査室では、社会福祉法（S26. 3. 29法律第45号）に基づく社会福祉法人に対する指導監査並びに介護保険法（H9. 12. 17法律第123号）に基づく介護サービス事業者（指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）並びに指定居宅介護支援事業者）に対する指導及び監査を行っています。

1 社会福祉法人に対する指導監査

(1) 指導監査の趣旨

社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、太田市が所轄する社会福祉法人（社会福祉法人の主たる事務所が太田市の区域内にあって、その行う事業が太田市の区域を越えないもの）に対し、社会福祉法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた社会福祉法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことにより、適正な社会福祉法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として指導監査を行います。

(2) 指導監査等の実施方法

太田市社会福祉法人指導監査実施要綱により、実地において一般監査及び特別監査を実施します。指導監査項目は、法人運営、事業及び管理（会計管理を含む。）です。

ア 一般監査

一定の周期(注1)で「指導監査ガイドライン」(注2)に基づき実施します。ただし、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、令和2年度については国通知に基づき柔軟に対応（原則として高齢者関係施設等を運営する法人への実施を見送り）しました。

(注1) 毎年度提出される報告書類及び前回の指導監査の状況から、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らした法人運営状況並びに法人が経営する施設及び法人の行う事業についての施設基準、運営費及び報酬の請求等に関し大きな問題が認められない法人については、原則として3年に1回の頻度で実施します。なお、同要綱に規定する一定の条件を満たす法人については、4年又は5年に1回に延長若しくは指導監査事項の省略等により実施することがあります。

(注2) 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について

(H29. 4. 27雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙

イ 特別監査

運営等に重大な問題を有する社会福祉法人を対象として、随時実施します。「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行います。

なお、太田市において令和2年度末まで特別監査の実施実績は、ありません。

ウ その他

上記ア及びイの他に、例年、群馬県及び県内12市の共催で、社会福祉法人関係研修会を行っています。令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、実施を見送りました。また、太田市主催の講習会についても開催せず、令和2年度一般監査における主な指摘事例についての資料を市ホームページに掲載しました。

2 介護サービス事業者に対する指導及び監査

(1) 指導及び監査の趣旨

介護保険法第23条の規定に基づき、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者の支援を基本とし保険給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービスの質の確保並びに介護給付等の適正化を図ることを目的として、太田市が指定する介護サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者等に対し、指導を行います。運営に著しい支障が認められる場合等は、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとるため、同法第78条の7、第83条及び第115条の17の規定に基づき、介護給付等に係るサービスの質の確保並びに介護給付等の適正化を図ることを目的として監査を行います。

(2) 指導及び監査の実施方法

太田市指定地域密着型サービス事業者等指導要綱又は太田市指定居宅介護支援事業者指導要綱による集団指導及び実地指導並びに太田市指定地域密着型サービス事業者等監査要綱又は太田市指定居宅介護支援事業者監査要綱による監査を実施します。指導項目は、事業の人員、設備及び運営の基準並びに介護給付等の算定及び取扱いです。

ア 集団指導

制度改正その他過去の指導事例に基づく指導内容等に応じて集団指導が必要と認められるとき、日時、場所、指導内容等をあらかじめ指定し、講習形式で行うものです。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止とし、市ホームページへの資料掲載のみ行いました。

イ 実地指導

各事業者につきおおむね2年から3年に1回を基本とし、実地にて行うものです。ただし、同一の経営主体が複数の事業所を運営する場合、前年度の実地指導において指摘した事項について引き続き確認が必要と認められる場合等は、この限りではありません。

太田市指定地域密着型サービス事業者等の実地指導について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、令和2年度の実施は全て見送ることとしました。

ウ 監査

市に寄せられる通報、苦情、相談等の情報のほか、イの実地指導において著しい運営基準違反疑い又は不正による介護報酬の請求が認められた場合、正当な理由なくイの実地指導を拒否した介護サービス事業者があった場合等に実施するものです。

なお、太田市において令和元年度末まで監査の実施実績は、ありません。

3 一般監査及び実地指導における重点事項

前年度の一般監査及び実地指導の結果、指摘件数が多かった事項及び取扱いに注意を要した事項並びに制度改正による変更点等を考慮し、各年度の重点事項を設定しています。

なお、令和2年度の重点事項は、以下のとおりです。

表1 社会福祉法人に対する一般監査における重点事項

項目	重点事項	主な確認書類等
I 法人運営	・評議員会及び理事会の運営が、法令及び定款の定めに従い適正に行われているか。	定款、招集通知、評議員会及び理事会の議事録
	・評議員、理事及び監事の報酬について、法令に定める手続により定めているか。また支給の基準を公表しているか。	定款、報酬等の支給基準、評議員会の議事録、財務諸表等電子開示システム、法人ホームページ
II 事業		
III 管理 (会計管理を含む)	・計算書類を作成するに当たり、法令等に従い会計処理を行っているか。	計算書類、定款、経理規程、総勘定元帳、会計帳簿
	・計算書類の附属明細書を適正に作成しているか。	計算書類、計算書類の附属明細書

表2-1 指定地域密着型サービス事業者等に対する実地指導における重点事項（居宅系※）
 ※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型通所介護、指定（介護予防）認知症対応型通所介護、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び指定看護小規模多機能型居宅介護

項目	重点事項	主な確認書類等
人員基準 又は運営基準	居宅サービス計画等に沿った介護サービス計画の作成状況	居宅サービス計画、介護サービス計画
	運営推進会議の開催状況	運営推進会議の記録
介護報酬	加算及び減算への対応状況	介護給付費明細書、各加算の算定要件を満たすことが確認できる書類及び記録

表2-2 指定地域密着型サービス事業者等に対する実地指導における重点事項（入所系※）
 ※ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

項目	重点事項	主な確認書類等
人員基準 又は運営基準	介護保険の給付対象外となる料金の徴収状況	重要事項説明書、利用料領収書控え
	身体的拘束等廃止に向けた取組み	身体的拘束適正化検討委員会の記録、身体的拘束等の適正化のための指針、身体的拘束等の適正化に係る職員研修の記録
介護報酬	加算及び減算への対応状況	介護給付費明細書、各加算の算定要件を満たすことが確認できる書類及び記録

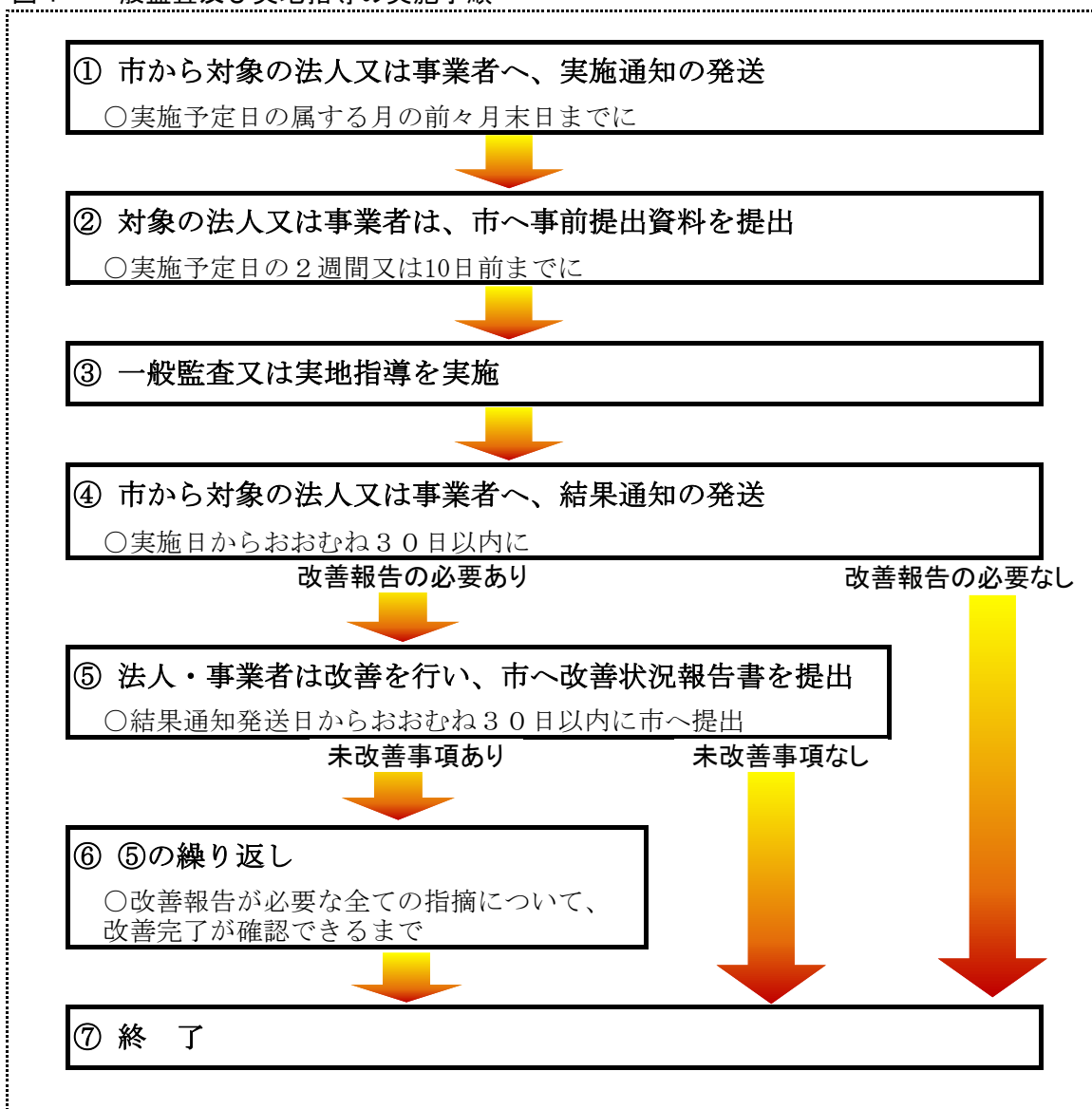
表3 指定居宅介護支援事業者に対する実地指導における重点事項

項目	重点事項	主な確認書類等
人員基準 又は運営基準	サービス提供の開始に際しあらかじめ説明すべき事項の説明及び同意取得状況	重要事項説明書
	居宅サービス計画への医療サービス位置付けに係る手続き（主治医等への照会、計画交付等）	支援経過記録
介護報酬	居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合の減算状況	介護給付費明細書

4 一般監査及び実地指導の実施手順

社会福祉法人に対する一般監査及び介護サービス事業者に対する実地指導の実施手順は、下図のとおりです。

図1 一般監査及び実地指導の実施手順



Ⅱ 実施状況及び指摘内容について

1 社会福祉法人に対する一般監査

(1) 対象数・実施数の推移

令和2年度は、太田市が所轄する52法人のうち14法人に対して一般監査を実施しました。

平成28年度から令和2年度までの5か年における太田市が所轄する法人数（対象数）及び一般監査の実施数の推移は、以下のとおりです。

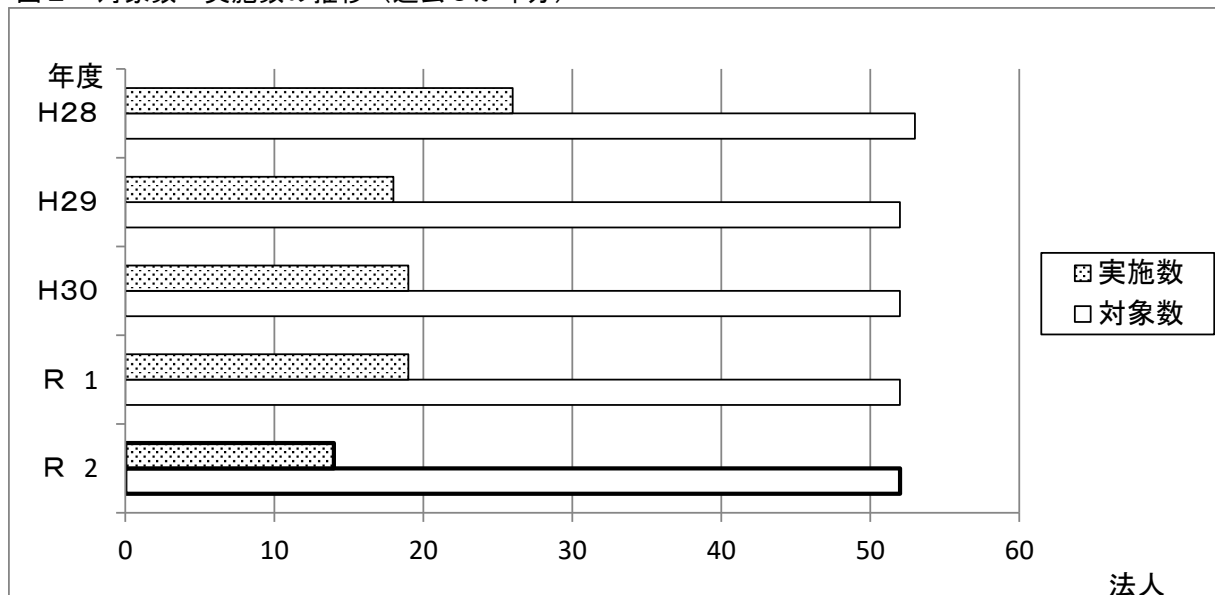
なお、対象数は、年度途中の認可や解散等により推移することがあるため、各年度の3月31日現在において太田市が所轄する法人数を掲載しています。

表4 対象数・実施数の推移（過去5か年分） （単位：法人）

主たる運営事業の種別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	対象数	実施数	対象数	実施数	対象数	実施数	対象数	実施数	対象数	実施数
社会福祉関係	2	0	2	2	2	0	2	0	2	1
老人福祉関係	12	6	12	4	12	5	12	5	13	1
障がい福祉関係	5	3	5	0	5	2	5	2	4	0
児童福祉関係	34	17	33	12	33	12	33	12	33	12
合計	53	26	52	18	52	19	52	19	52	14

備考 平成29年度から、新たに制定された国の指導監査実施要綱に基づき、実施周期を見直して実施しています。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により一部の法人への実施を見送りました。

図2 対象数・実施数の推移（過去5か年分）



(2) 指摘件数の推移

平成28年度から令和2年度までの5か年における一般監査による指摘件数の推移は、以下のとおりです。

なお、指摘の区分は、次のとおりです。

- ・文書指摘：法令又は通知等の違反で、改善報告を要するもの
- ・口頭指摘：法令又は通知等の軽微な違反、又は上記の文書指摘を行わずとも改善が見込まれる違反

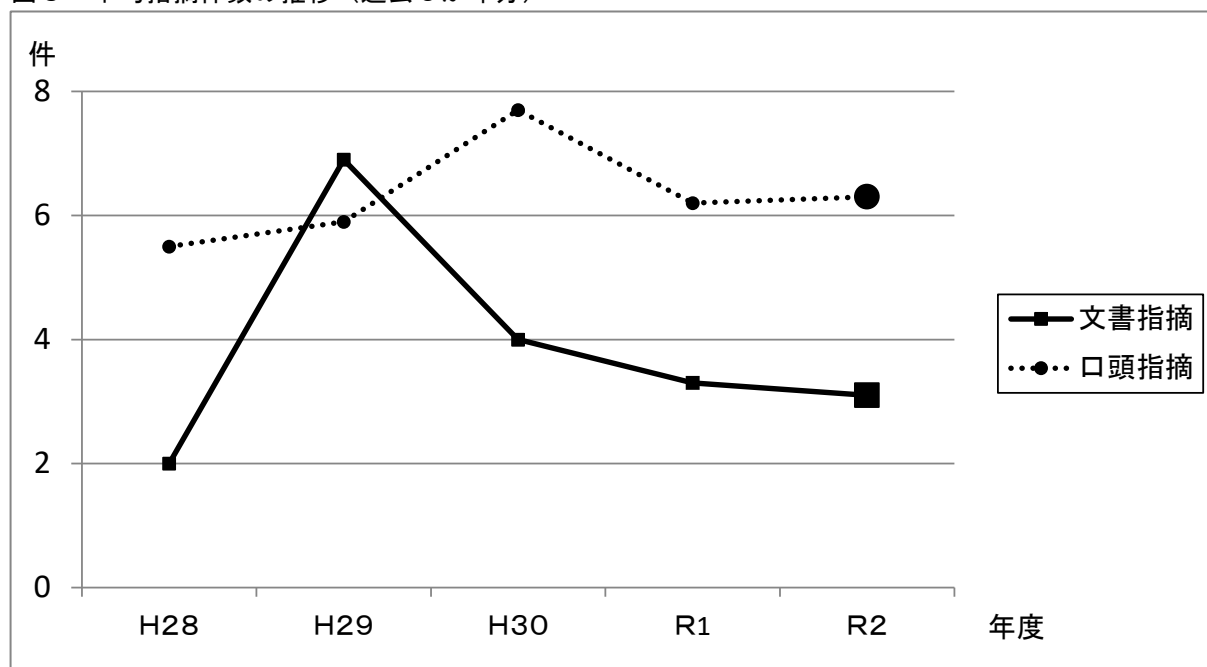
表5 指摘件数の推移（過去5か年分）

（単位：件）

主たる運営事業の種別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	文書指摘	口頭指摘	文書指摘	口頭指摘	文書指摘	口頭指摘	文書指摘	口頭指摘	文書指摘	口頭指摘
社会福祉関係	-	-	4	12	-	-	-	-	3	4
老人福祉関係	11	33	43	29	45	39	32	42	12	5
障がい福祉関係	1	17	-	-	3	7	9	22	-	-
児童福祉関係	40	94	78	66	28	100	24	59	28	79
合計	52	144	125	107	76	146	65	123	43	88
1法人当たり平均指摘数 (各指摘合計/実施数合計)	2.0	5.5	6.9	5.9	4.0	7.7	3.4	6.5	3.1	6.3

備考 平成29年度から、新たに制定された国の指導監査実施要綱に基づき、指摘基準を見直して実施しています。

図3 平均指摘件数の推移（過去5か年分）



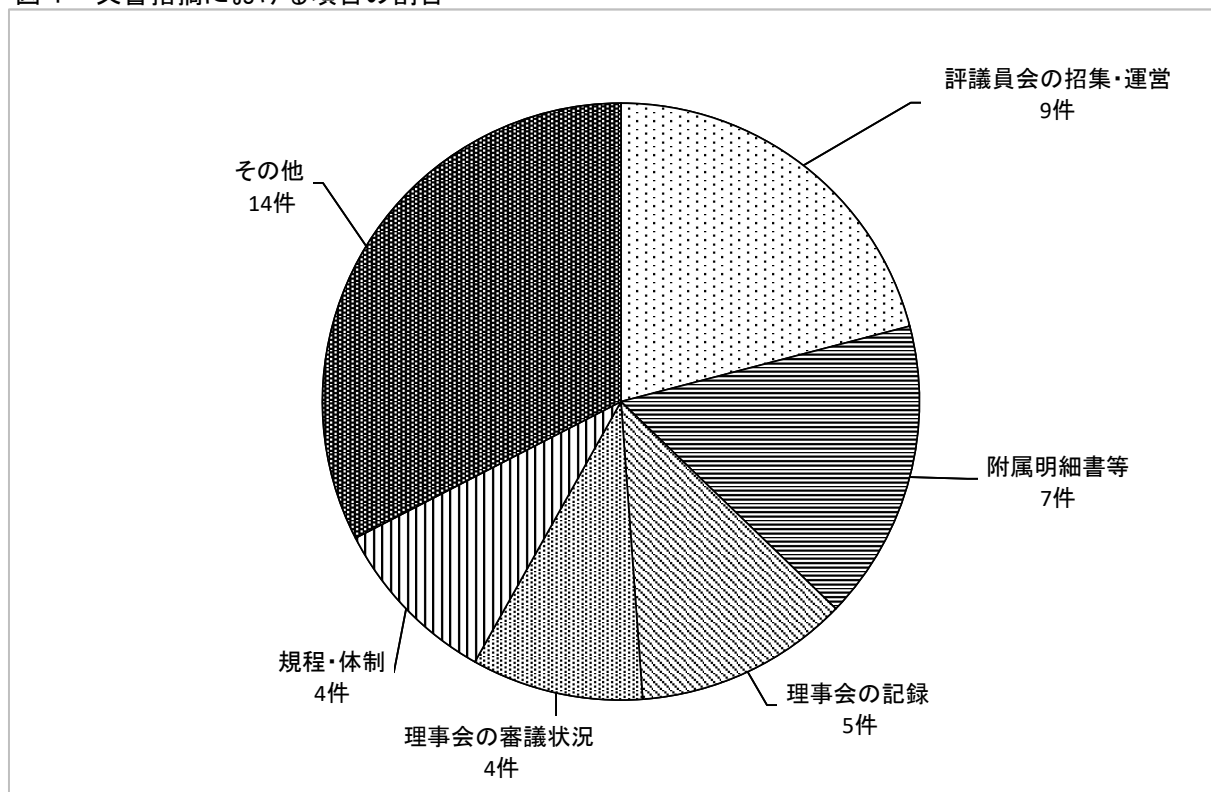
(3) 文書指摘の件数が多かった項目

令和2年度に実施した一般監査における文書指摘（43件）のうち、件数が多かった項目は、以下のとおりです。

表6 文書指摘の件数が多かった項目

項目	主な指摘内容	指摘件数
評議員会の招集・運営	<ul style="list-style-type: none"> 招集通知に記載しなければならない事項を理事会で未決議 招集通知の発出日が不適切 招集通知を省略した際の手続の不備 決議に際して特別の利害関係者の有無を未確認 決議の省略を行った際の手続の不備 議事録の未作成 	9件
附属明細書等（会計管理）	<ul style="list-style-type: none"> 計算書類と附属明細書の金額の不一致 作成すべき附属明細書の未作成 附属明細書の記載不備 	7件
理事会の記録	<ul style="list-style-type: none"> 議事録の記載事項の不備 議事録の未作成 議事録署名人の誤り 	5件
理事会の審議状況	<ul style="list-style-type: none"> 決議に際して特別の利害関係者の有無を未確認 理事会の権限を理事に委任する範囲が不明確 	4件
規程・体制（会計管理）	<ul style="list-style-type: none"> 経理規程に基づく会計処理の未実施 経理規程の不備 経理規程の変更手続の不備 	4件

図4 文書指摘における項目の割合



(4) 文書指摘・口頭指摘件数一覧

表7 令和2年度 社会福祉法人一般監査 指摘件数一覧

(単位:件)

運営事業・項目別		主たる運営事業の種別								合計		
		社会福祉関係 社会福祉法人		老人福祉関係 社会福祉法人		障がい福祉関係 社会福祉法人		児童福祉関係 社会福祉法人				
項目	指摘区分	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	
		I 法人運営	- 法人運営共通	0	0	0	0	-	-	0	0	0
1 定款	0		0	0	0	-	-	2	1	2	1	
2 内部管理体制	0		0	0	0	-	-	0	0	0	0	
3 評議員・評議員会												
(1) 評議員の選任	0		0	0	0	-	-	2	3	2	3	
(2) 評議員会の招集・運営	0		1	2	1	-	-	7	14	9	16	
小計	0		1	2	1	-	-	9	17	11	19	
4 理事												
(1) 定数	0		0	0	0	-	-	0	0	0	0	
(2) 選任及び解任	0		0	0	0	-	-	1	1	1	1	
(3) 適格性	0		1	0	0	-	-	0	3	0	4	
(4) 理事長	0		0	0	0	-	-	1	0	1	0	
小計	0		1	0	0	-	-	2	4	2	5	
5 監事												
(1) 定数	0		0	0	0	-	-	0	0	0	0	
(2) 選任及び解任	0		0	0	0	-	-	0	2	0	2	
(3) 職務・義務	0		0	0	0	-	-	0	0	0	0	
小計	0		0	0	0	-	-	0	2	0	2	
6 理事会												
(1) 審議状況	0		0	2	0	-	-	2	2	4	2	
(2) 記録	0		0	1	1	-	-	4	7	5	8	
(3) 債権債務の状況	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0		
小計	0	0	3	1	-	-	6	9	9	10		
7 会計監査人	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0		
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬												
(1) 報酬	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0		
(2) 報酬等支給基準	0	0	1	0	-	-	0	1	1	1		
(3) 報酬の支給	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0		
(4) 報酬等の総額の公表	0	0	1	0	-	-	0	3	1	3		
小計	0	0	2	0	-	-	0	4	2	4		
II 事業	1 事業一般	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	
	2 社会福祉事業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	
	3 公益事業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	
	4 収益事業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	

(単位:件)

運営事業・項目別		主たる運営事業の種別								合計	
		社会福祉 関係 社会福祉法人		老人福祉 関係 社会福祉法人		障がい福祉 関係 社会福祉法人		保育所・児童 関係 社会福祉法人			
項目	指摘区分	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
		Ⅲ 管理	1 人事管理	0	0	0	0	-	-	1	0
2 資産管理											
(1) 基本財産	0		0	0	0	-	-	0	0	0	0
(2) 基本財産以外の財産	0		0	0	0	-	-	0	0	0	0
(3) 株式保有	0		0	0	0	-	-	0	0	0	0
(4) 不動産の借用	0		0	0	0	-	-	0	2	0	2
小計	0		0	0	0	-	-	0	2	0	2
3 会計管理											
(1) 会計の原則	0		0	2	0	-	-	0	0	2	0
(2) 規程・体制	1		0	2	0	-	-	1	7	4	7
(3) 会計処理	0		0	0	1	-	-	2	9	2	10
(4) 会計帳簿	0		0	0	0	-	-	0	0	0	0
(5) 附属明細書等	2		2	1	2	-	-	4	18	7	22
小計	3		2	5	3	-	-	7	34	15	39
4 その他											
(1) 特別の利益供与の禁止	0		0	0	0	-	-	0	0	0	0
(2) 社会福祉充実計画	0		0	0	0	-	-	0	0	0	0
(3) 情報の公表	0		0	0	0	-	-	0	1	0	1
(4) その他	0		0	0	0	-	-	1	5	1	5
小計	0		0	0	0	-	-	1	6	1	6
合計		3	4	12	5	-	-	28	79	43	88

2 介護サービス事業者に対する実地指導

2-1 指定地域密着型サービス事業者等に対する実地指導

(1) 対象数・実施数の推移

令和2年度の実地指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、全ての実施を見送ることとしました。

平成28年度から令和2年度までの5か年における太田市が指定する事業者数（対象数）及び実地指導の実施数の推移は、以下のとおりです。

なお、対象数は、年度途中の新規指定や廃止等により推移することがあるため、各年度の3月31日現在において太田市が指定する事業者数を掲載しています。

表8 対象数・実施数の推移（過去5か年分）

（単位：事業者）

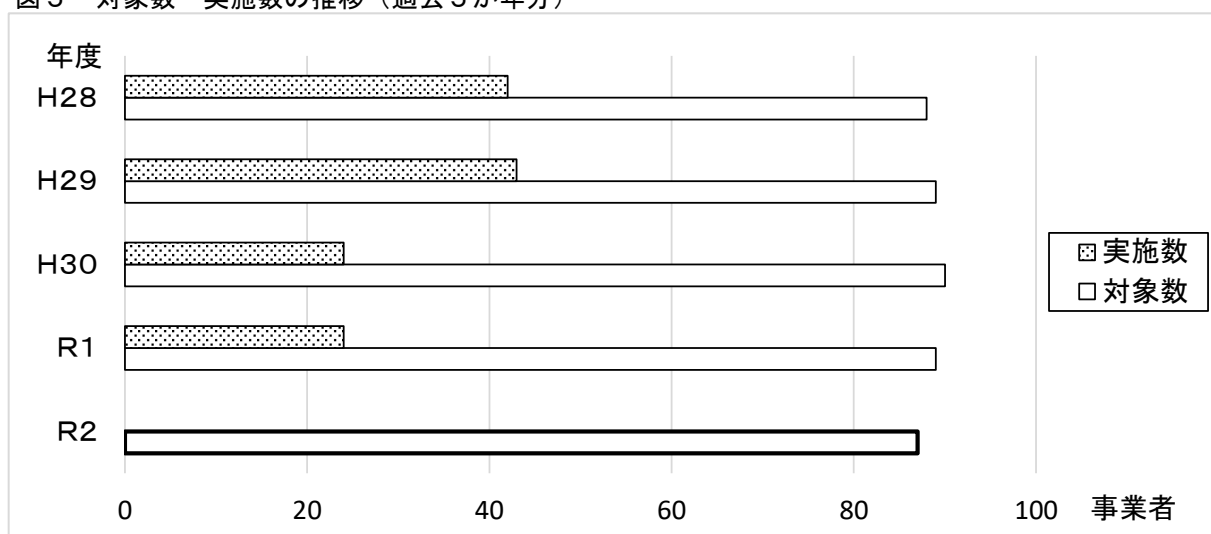
事業種別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	対象数	実施数	対象数	実施数	対象数	実施数※2	対象数	実施数	対象数	実施数※3
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0
指定地域密着型通所介護	26	14	25	16	25	7	23	4	23	0
指定認知症対応型通所介護※1	10	6	10	3	11	2	11	3	10	0
指定小規模多機能型居宅介護※1	12	4	12	5	12	4	11	5	11	0
指定認知症対応型共同生活介護※1	33	14	34	14	33	9	33	8	32	0
指定地域密着型特定施設入居者生活介護	2	2	2	0	2	1	2	1	2	0
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	2	6	5	6	1	6	2	6	0
指定看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0
合 計	88	42	89	43	90	24	89	24	87	0

備考 ※1 太田市より指定地域密着型介護予防サービス事業者としての指定も受けていますが、両サービスについて同一事業所にて運営しているため、1事業者として計上していません。（表9において同じ）

※2 平成30年度より指定居宅介護支援事業者に対する指定・監督の権限が都道府県から市町村へ移譲されたことに伴い指定地域密着型サービス事業者等への実地指導実施周期の見直しを行ったことにより、実施数が減少しました。

※3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、令和2年度の実地指導については実施を全て見送りました。

図5 対象数・実施数の推移（過去5か年分）



(2) 指摘件数の推移

令和2年度の実地指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、全ての実施を見送ることとしました。

平成28年度から令和元年度までの4か年における実地指導による指摘件数の推移は、以下のとおりです。

なお、指摘の区分は、次のとおりです。

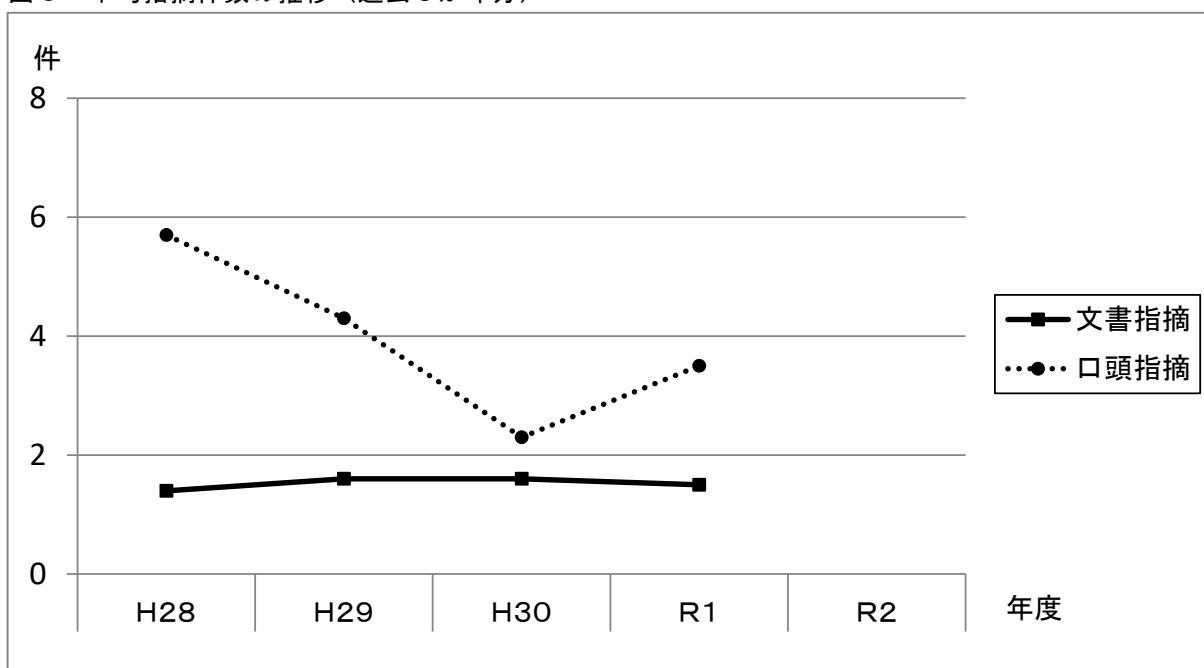
- ・文書指摘：法令又は通知等の違反で、改善報告を要するもの
- ・口頭指摘：法令又は通知等の軽微な違反、又は上記の文書指摘に該当しない違反

表9 指摘件数の推移（過去5か年分）

（単位：件）

事業種別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	文書指摘	口頭指摘	文書指摘	口頭指摘	文書指摘	口頭指摘	文書指摘	口頭指摘	文書指摘	口頭指摘
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
指定地域密着型通所介護※1	22	78	20	58	22	25	7	10	—	—
指定認知症対応型通所介護※2	3	21	2	7	0	1	0	7	—	—
指定小規模多機能型居宅介護※2	10	20	16	23	5	11	14	24	—	—
指定認知症対応型共同生活介護※2	10	92	19	40	7	13	7	23	—	—
指定地域密着型特定施設入居者生活介護	1	12	0	0	4	5	5	2	—	—
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	11	15	11	56	0	1	3	18	—	—
指定看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	1	0	—	—
合計	57	238	68	184	38	56	37	84	—	—
1事業者当たり平均指摘数 (各指摘合計/実施数合計)	1.4	5.7	1.6	4.3	1.6	2.3	1.5	3.5	—	—

図6 平均指摘件数の推移（過去5か年分）



2-2 指定居宅介護支援事業者に対する実地指導

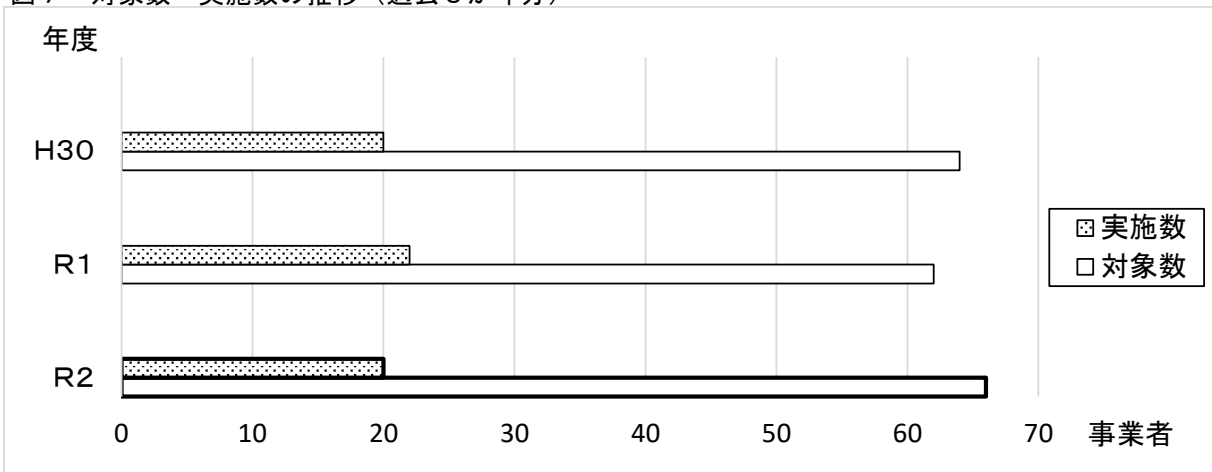
(1) 対象数・実施数

令和2年度は、太田市が指定する66事業者のうち20事業者に対して実地指導を実施しました。
 なお、対象数は、年度途中の新規指定や廃止等により推移することがあるため、各年度の3月31日現在において太田市が指定する事業者数を掲載しています。

表1-1 対象数・実施数の推移（過去3か年分）（単位：事業者）

事業種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	対象数	実施数	対象数	実施数	対象数	実施数
指定居宅介護支援	64	20	62	22	66	20

図7 対象数・実施数の推移（過去3か年分）



(2) 指摘件数

令和2年度における実地指導による指摘件数は、以下のとおりです。

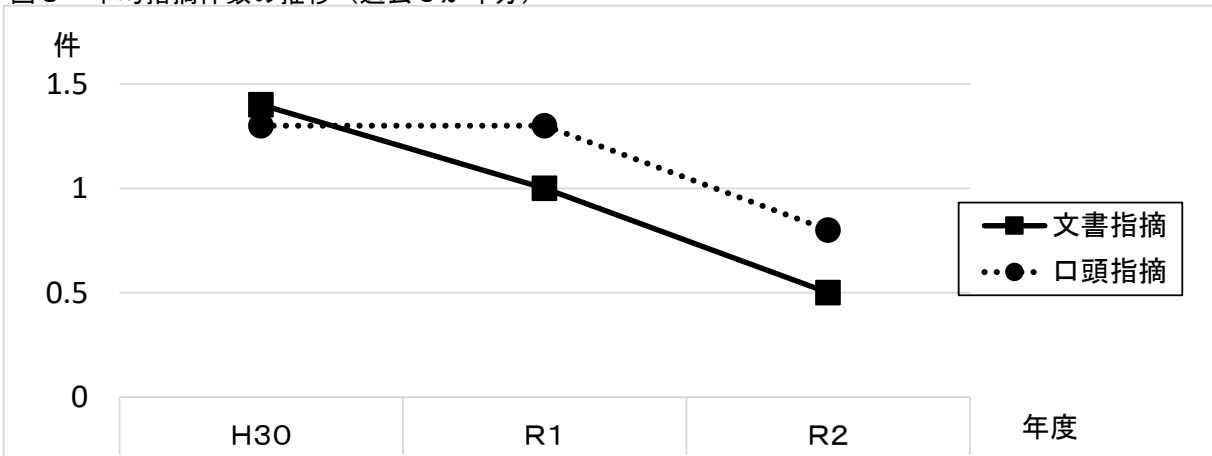
なお、指摘の区分は、次のとおりです。

- ・文書指摘：法令又は通知等の違反で、改善報告を要するもの
- ・口頭指摘：法令又は通知等の軽微な違反、又は上記の文書指摘に該当しない違反

表1-2 指摘件数の推移（過去3か年分）（単位：件）

事業種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	文書指摘	口頭指摘	文書指摘	口頭指摘	文書指摘	口頭指摘
指定居宅介護支援	28	25	22	28	10	15
1事業者当たり平均指摘数 (各指摘合計/実施数合計)	1.4	1.3	1.0	1.3	0.5	0.8

図8 平均指摘件数の推移（過去3か年分）



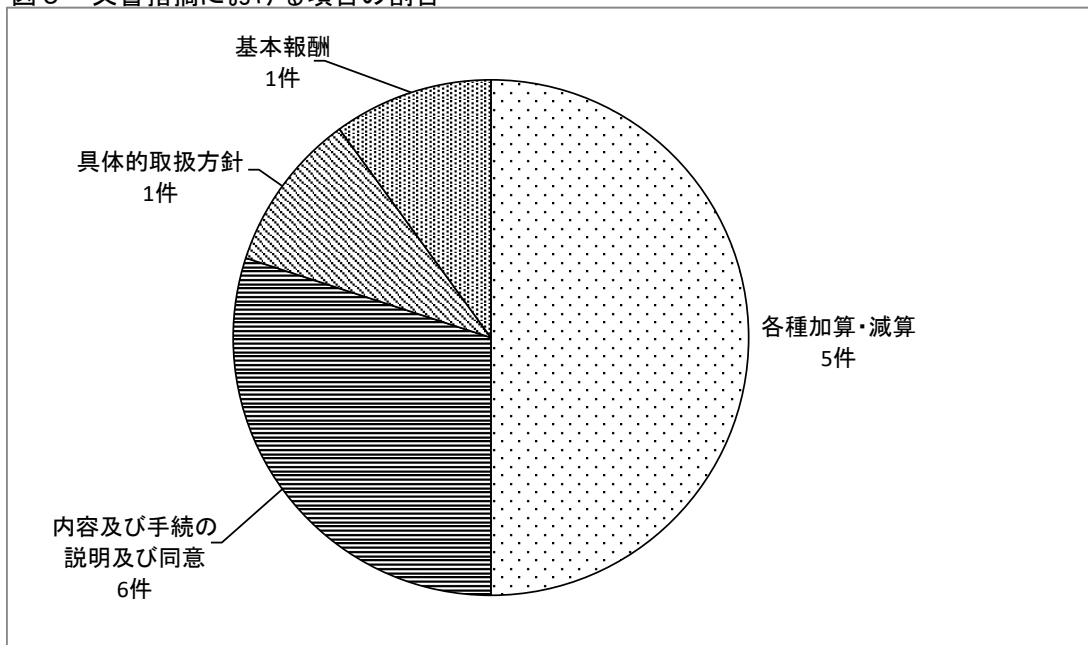
(3) 文書指摘の件数が多かった項目

令和2年度に実施した実地指導における文書指摘（10件）のうち、件数が多かった項目は、以下の

表13 文書指摘の件数が多かった項目

項目	主な指摘内容	指摘件数
各種加算・減算	居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合の減算算定要件を満たしていないと思われる加算の請求	5件
内容及び手続の説明及び同意	サービス提供に際し説明すべき事項の説明漏れ	3件
具体的取扱方針	介護計画への医療サービス位置付けに係る手続の不備	1件
基本報酬	居宅介護支援費の請求区分誤り	1件

図9 文書指摘における項目の割合



(4) 文書指摘・口頭指摘件数一覧

表 1 4 令和 2 年度 指定居宅介護支援事業者実地指導 指摘件数一覧

(単位:件)

項目	指摘区分			合計
		文書	口頭	
1 基本方針		0	0	0
2 人員基準				
(1) 従業者の員数		0	0	0
(2) 管理者		0	0	0
小 計		0	0	0
3 運営基準				
(1) 内容及び手続の説明及び同意		3	1	4
(2) 提供拒否の禁止		0	0	0
(3) サービス提供困難時の対応		0	0	0
(4) 受給資格等の確認		0	0	0
(5) 要介護認定の申請に係る援助		0	0	0
(6) 身分を証する書類の携行		0	0	0
(7) 利用料等の受領		0	0	0
(8) 保険給付の請求のための証明書の交付		0	0	0
(9) 基本取扱方針		0	0	0
(10) 具体的取扱方針		1	1	2
(11) 法定代理受領サービス等に係る報告		0	0	0
(12) 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付		0	0	0
(13) 利用者に関する市町村への通知		0	0	0
(14) 管理者の責務		0	0	0
(15) 運営規程、重要事項説明書		0	7	7
(16) 勤務体制の確保等		0	0	0
(17) 設備及び備品等		0	0	0
(18) 従業者の健康管理		0	0	0
(19) 掲示		0	0	0
(20) 秘密保持		0	6	6

(単位:件)

項目	指摘区分			合計
		文書	口頭	
(21) 広告		0	0	0
(22) 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等		0	0	0
(23) 苦情処理		0	0	0
(24) 事故発生時の対応		0	0	0
(25) 会計の区分		0	0	0
(26) 記録の整備		0	0	0
(27) その他		0	0	0
小 計		4	15	19
4 介護給付費の算定及び取扱い				
(1) 基本報酬		1	0	1
(2) 各種加算・減算		5	0	5
小 計		6	0	6
5 変更届等		0	0	0
合 計		10	15	25